

令和4年度



# いじめ防止基本方針



山梨市立山梨北中学校

令和2年6月16日改定

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子にもどの学校にも起こりうることであり、どの子供も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見、対応に組織的に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長又は心身に危険を生じさせるおそれがある。すべての生徒のいじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に継続性を持って推進していく必要がある。

学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むと共にいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に問題に対処し、さらにその再発防止に努める事が第1である。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」をめざし、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等の為に日々取り組んでいく必要がある。

いじめ防止対策推進法(平成25年9月28日施行)13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、山梨県いじめ防止等のための方針をうけ、山梨北中学校におけるいじめ防止等のための基本的な方針を策定した。

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にする事がなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒と何らかの人的関係をさす。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりする事などを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

一見いじめとみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 2 いじめに関する基本的認識

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりする事で、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

「いじめ問題」には以下のような特質がある事を十分認識して、的確に取り組むことが必要である。

- (1) いじめは、人間として決して許されない行為である。
- (2) いじめは、どの生徒にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- (3) いじめは大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめは、様々な様態がある。
- (5) いじめは、いじめられる側に問題があるという考え方は間違っている。
- (6) いじめは、教職員の生徒に対する指導のあり方が問われる問題である。
- (7) いじめは解消後も注視が必要である。
- (8) いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。
- (9) いじめは、学校、家庭、社会などの全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

## 2 いじめ対策の組織

「いじめ問題」への取り組みを推進するため、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この委員会を中心として教職員全員で共通理解を図り、学校全体として組織的、総合的ないじめ対策を行う。学校は、法第22条に基づきいじめの防止等に関する措置を実務的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

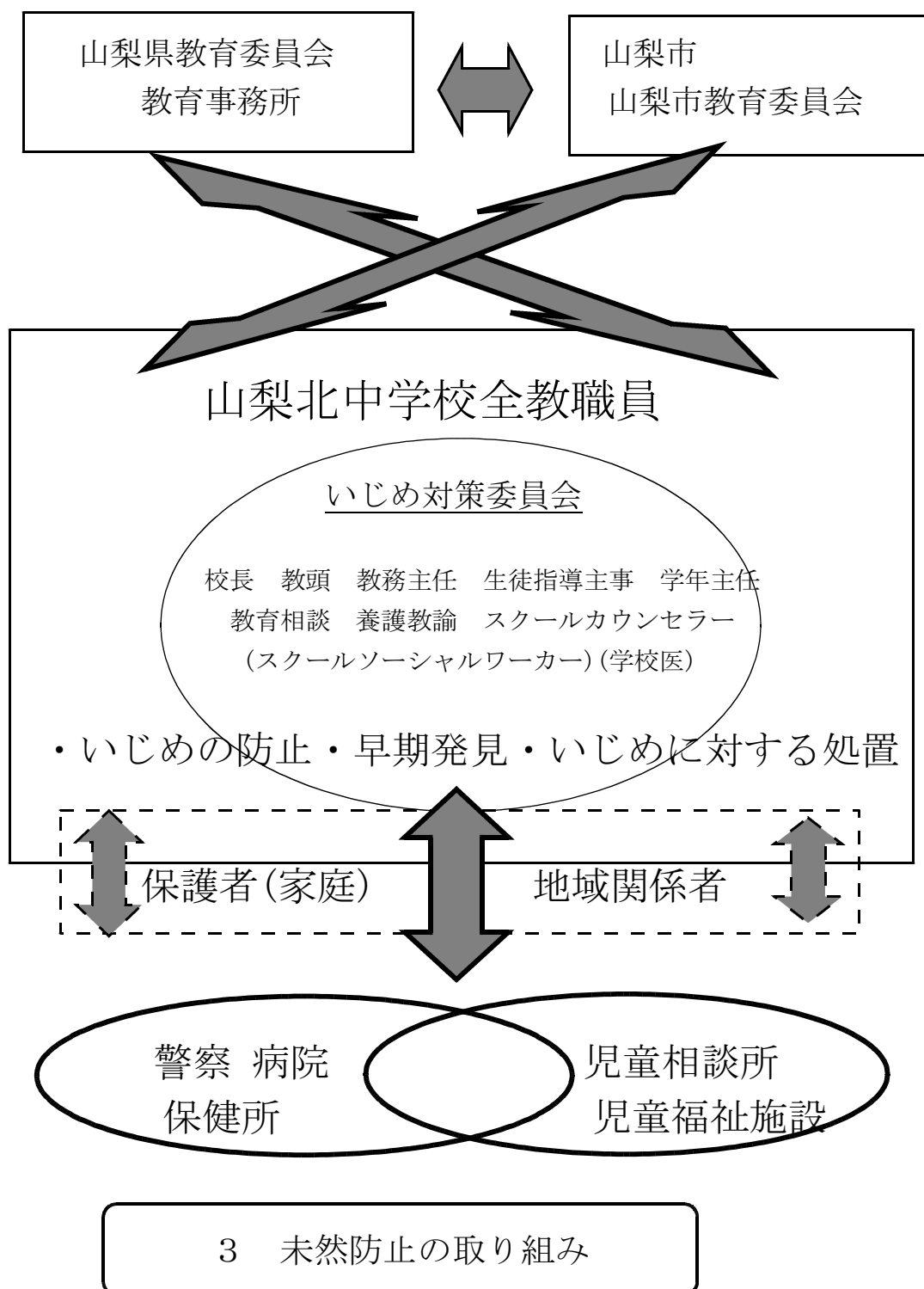
### 1 「いじめ対策委員会」の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーを構成員とし、必要に応じスクールソーシャルワーカーや学校医等の協力を要請する。

### 2 いじめ対策委員会の役割

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する中心的組織として「いじめ対策委員会」を設置し、組織的にいじめ対策を推進する。

「いじめ対策委員会」は、年間3回程度開催する。それ以外に、緊急を要する場合は委員長(校長)の求めに応じ開催し、教頭及び生徒指導主事が事務をつかさどる。



### ①いじめの防止

いじめは、どの子供にもどの学校にも起こりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせない未然防止に取り組む。特に、未然防止の基本は、生徒が心の通い合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう、授業作りや行事のあり方、生徒の主体的な部活動等を作り出していく。このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、

自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

学校は生徒に対して、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。

さらには、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認めあえる人間関係や学校作りを推進する。また、教職員自らの言動や振る舞いが、いじめのきっかけを作ってしまったたりすることのなきよう、生徒の手本となる姿勢を示す。

また、部活動休養日を設定し、教職員の業務の見直しを行い、いじめに係る相談等に応じる時間を確保する。

いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たり、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性や法律上の扱いを学ぶようにする。

さらに、発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## 4 早期発見の取り組み

### ①早期発見

いじめは、大人の目に気付きにくい場所や時間で行われたり、遊びやふざけ合いと言って陰湿ないじめが存在する場合もある。全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。常日頃から、教師集団がアンテナを高く子供の目線で言動を把握し、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、早期発見につとめる。特に、定期の教育相談やアンケートばかりに依存しない体制作りを行う。

### ②早期発見のための手立て

- ・アンケート調査(年3回)
- ・三者懇談(年2回)
- ・日々の観察・教師の情報交換
- ・本人からの相談
- ・保護者や家庭からの相談
- ・運営会議
- ・毎日の生活ノート(デイリーライフ等)
- ・教育相談月間(11月)
- ・保健室の様子
- ・周りの友達からの相談
- ・地域や関係機関からの情報
- ・職員会議
- ・学年会議

### ③インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対策

- ア 匿名性が高く一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭、地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策を検討する。
- イ 児童生徒に対してインターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、損害賠償請求の対象となる等人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教室の充実を図る等必要な教育活動を促す。
- ウ インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握を行い、それを踏まえた対応・対処の周知を図り、状況に応じて関係機関との連携を図る。

### ④新型コロナウイルス感染症等にかかる風評被害等への対策

- ア 感染者や濃厚接触者、また、懸命に治療にあたっている医療従事者の方やその家族に対して、差別・偏見・誹謗中傷・いじめなどが起きることのないよう、関係機関と連携し、指導・教育を行う。
- イ 児童生徒や保護者が新型コロナウイルス感染症に係る正しい情報を得られ、家庭でも対策ができるよう組織的な指導・支援を行う。

## 5 いじめへの対処

### ①基本的な指導方針

いじめの発見・通報を受けた場合に、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的な対応がはかれるよう心がける。被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては当該生徒の人格を配慮しながら毅然とした指導を行う。その際には、教育的指導や社会性や道徳心の向上、人格の成長に主眼をおいた指導を行い、単に謝罪や責任を問うことに終始しない事が重要である。これらの指導は教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただしこれらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この期間とは、少なくとも「3ヶ月」を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の

設置者またはいじめの帽子等の対策のための判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

#### イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得る事を踏まえ、学校の教職員は当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

#### ②いじめの発見と通報を受けたときの対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと判断した場合は、速やかに市教育委員会等と協議し、所轄警察署と相談する。設置者である市教育委員会の指示に従って必要な対応を行う。

#### ③いじめられた生徒又はいじめを知らせてきた生徒、保護者への支援

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめにあった生徒や家庭への支援策を適切かつ早急に具体的に進め、心身ともに安全安心な環境作りをおこなう。

#### ④いじめた生徒への指導と保護者への助言

いじめを行った生徒に、いかなる理由にせよいじめは絶対に許さないという毅然とした姿勢を示すとともに、教育的な指導を保護者に行う。

#### ⑤いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが起きた集団への教育や指導を充実する。QU調査等の客観的な資料を活用し、効果的な指導を充実する。

#### ⑥ネット上のいじめ

ネットを使ったいじめや誹謗中傷によるトラブルに対し、日頃から使用方法やマ

ナーについての教育を充実する。具体的には、携帯使用教室やライン使用に係わるアンケートを実施し、使用に関する注意を喚起する。

## 6 重大事態の対処

### 学校による調査

いじめの重大事態については、山梨県いじめの防止等のための基本的な方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」により適切に対応する。

重大事態とは、ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。イ いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。ウ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

### （1）重大事態の発生と調査

#### ①調査を要する重大事態の例

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日以上を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合

ウ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合、生徒や保護者の申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

#### ②調査を行う組織

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（本校：いじめ対策委員会）又は教育委員会が設置した附属機関において調査を行う。重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて平素から設置しておくことが望ましい。また、調査において学校の設置者が調査主体となる場合、教育委員会に設置される附属機関を調査を行うための組織とすることも考えられる。

#### ③重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。

#### ④事実関係を明確にするための調査の実施



重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（から）、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係、教職員の対応方法など、事実関係を可能な限り網羅的に確認し、因果関係について客観的事実に基づいて調査する。

ア 被害生徒からの聞き取りが可能な場合の対応

- ・いじめられた生徒の話を受聴し、在籍生徒や教職員を含めた関係者を含め、いじめ事案の十分な聞き取り調査、質問紙調査などを行い、事実関係を明確にする。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめの行為を抑止することが重要である。当該生徒の保護者に対しても聞き取った事実関係を十分に説明する。いじめられた生徒にはスクールカウンセラーなどにより継続的に学校生活を支援できる体制を整える。

イ 被害生徒からの聞き取りが不可能な場合の対応

- ・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、その後の調査について説明を行う。

(2) 重大事態への対応のフォロー

学校が設置者の指導・助言のもと、以下のような対応にあたる。

- ①学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- ②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ③いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供
- ④調査結果を学校の設置者に報告
- ⑤調査結果を踏まえた必要な処置

(3) いじめられた生徒が自殺した場合の対応

その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、あり方について以下の事項に留意の上「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月 文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

(4) 調査を行う組織

弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるSC・SSW等の専門的知識及び経験を有する者で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

## 7 その他の留意事項

- 1 組織的な指導体制
- 2 校内研修の充実
- 3 校務の効率化
- 4 学校評価の活用
- 5 地域、家庭、関係機関との連携

8 いじめ防止指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	いじめ 対策委員会	保護者 啓発		保護者 啓発	教職員 研修	いじめ 対策委員会
	→ →	→	いじめ発生時に緊急対策会議開催			→ →
防止対策	→	学級づくり、人間関係づくり				→ →
早期発見			Q U 調 査	携帯教室 夏休み指導		
			いじめ アンケート	三 者 懇 談		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議				保護者 啓発		いじめ 対策委員会
	→ →	→	いじめ発生時に緊急対策会議開催			→ →
防止対策	→	学級づくり、人間関係づくり				→ →
早期発見		Q U 調 査	冬休み 指導			
	いじめ アンケート	教育相談 強調月間	三 者 懇 談	いじめ アンケート		

## 関係法令(抜粋)

### いじめ防止対策推進法(平成25年9月28日施行)

#### (基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

#### (学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

#### (学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

#### (いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、い

じめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

## 学校におけるいじめ問題へのとりくみについて チェックリスト

いじめの問題への取組について

山梨北中学校教職員用

(指導体制について)

- (1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践にあたっているか。

- (2) いじめの実態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などで取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- (3) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり事実を隠したりすることなく、学校全体で組織的に対応する体制が確立しているか。

#### (教育指導について)

- (4) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を重んずる指導の充実に努めているか。特に「いじめは絶対許されない行為」との強い認識に立って指導に当たっているか。
- (5) 校長をはじめ学校全体として、各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導しようとしてつとめているか。
- (6) 道徳や特活などにおいて、いじめの問題を取り上げ指導が行われているか。
- (7) 教科指導に限らず、学校行事や部活動などの教育活動の場面に於いて、いじめの問題を取り上げ指導が行われているか。
- (8) 学級活動や生徒会活動などを通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を重んずる指導が行われているか。
- (9) 生徒に幅広い体験を積ませたり、キャリア教育などを通じて社会性を育ていじめに対して抑止力を育てる指導が行われているか。
- (9) 教職員の言動が、生徒を傷つけたりいじめを容認する事がないよう、細心の注意を払っているか。
- (10) いじめを行う生徒に対して、家庭に対する十分な助言の他、出席停止や警察等の関係機関の連携を推進し、毅然とした対応を行うこととしているか。
- (11) いじめられた生徒に対して、心のケアや様々な弾力的措置を取り、いじめられた者を守り通すための処置をとっているか。
- (12) いじめが解決したと思われる状態でも、継続的な注意を払い、折に触れ必要な指導をしているか。

#### (早期発見・早期対応について)

- (13) 教師は生徒の生活実態について、例えば聞き取りやアンケートなどを行い、早期発見することに努力しているか。
- (14) 教師は生徒の生活実態について、聞き取りやアンケートのみに限らず、信頼関係の構築に努力し、生活ノートなどの身近なものや密着した生活の変化から、早期発見することに努力しているか。
- (15) いじめの把握にあたって、養護教諭やスクールカウンセラーなどの専門性をもった職員との連携が図られているか。
- (16) いじめに対する訴えがあった場合、関係者から詳細な聞き取りを速やかかつ正確に行い、事実を隠蔽することなく的確に対応しているか。
- (17) いじめの問題解決に向け、教育委員会や警察、病院との連絡を密にし、関係機関との連携が保たれているか。

- (18) 生徒の日常生活において、スクールカウンセラーや養護教諭、教育相談らによる相談体制が、生徒のみならず保護者にも整備されているか。
- (19) 相談可能な外部機関を、保護者や生徒に周知しているか。
- (20) 個人情報の取り扱いは、校内のガイドラインに従って対応に処理されているか。

(家庭・地域・学校との連携について)

- (21) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を公表し、保護者や地域住民の理解が得られるよう努めているか。
- (22) 家庭や地域に対していじめ問題の重要性を発信するとともに、家庭訪問や学級通信を通じて、家庭と密な連携を図っているか。
- (23) いじめが起きた場合、学校として家庭との連携をさらに密に行い、解決に十分な対応を行っているか。また、学校のみで解決することに固執しているような状況にないか。
- (24) P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向け地域ぐるみの機運作りに対策を進めているか。

生徒の様子からみるいじめ観察 チェックリスト

生徒観察

山梨北中学校担任用

(休み時間)

- 教室や図書室等で一人ぼつんとしている。
- 一人で廊下や職員室廊下周辺でウロウロしている。
- 友達と居る様子が暗く、おどおどした様子で友達についていく。
- 急に交友関係が変わる。
- 理由もなく服が汚れていたり、ボタンがとれたりしている。
- 保健室に行く回数が増える。

(放課後及び休み時間)

- 登下校の時間が不規則になる。
- みんなの持ち物を持たされていたり、靴やそのほかの持ち物が紛失する。。

(教室での様子)

- 特定の生徒の作品や机、いすが放置されたりする。
- 特定生徒の持ち物が紛失したり、ロッカーが荒らさせたりする。
- 携帯電話やライン等ので、特定の生徒の悪口が流され孤立する。

### (授業時間・学級活動の時間)

- 遅刻、早退、欠席が多くなる。
- 特定の生徒が指名されるとニヤニヤする生徒がいたり、聞こえているにもかかわらず「聞こえません」という生徒がいたり、学級全体が落ち着かなくなる。
- 班活動や清掃などで特定の生徒が外れていたり、押しつけられる状況が出てくる。
- 特定の生徒の持ち物や机に触れることを嫌がったり、配布物が渡らない事が出てくる。

### (部活動や委員会の時間)

- 活動の準備や片付けが押しつけられる。
- 声が小さいとか、足が遅いなど非難される。
- 部活動や委員会活動に遅刻、早退、欠席が多くなり、孤立状態になる。

### (清掃時間)

- 特定の生徒の机やいすを、ふざけながら蹴ったりたたく行為がある。
- 特定の生徒だけ孤立して掃除していたり、皆が嫌がる清掃ばかりをしている。

### (給食時間)

- 特定生徒の給食の盛りつけをしない。または、わざと多く盛りつける。
- 特定の生徒の盛りつけを嫌い、机をつけて給食を食べようとしない。